

・ 公定価格・利用者負担

# 公定価格について

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている。

私立保育所に対しては、委託費として支払う。

施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。

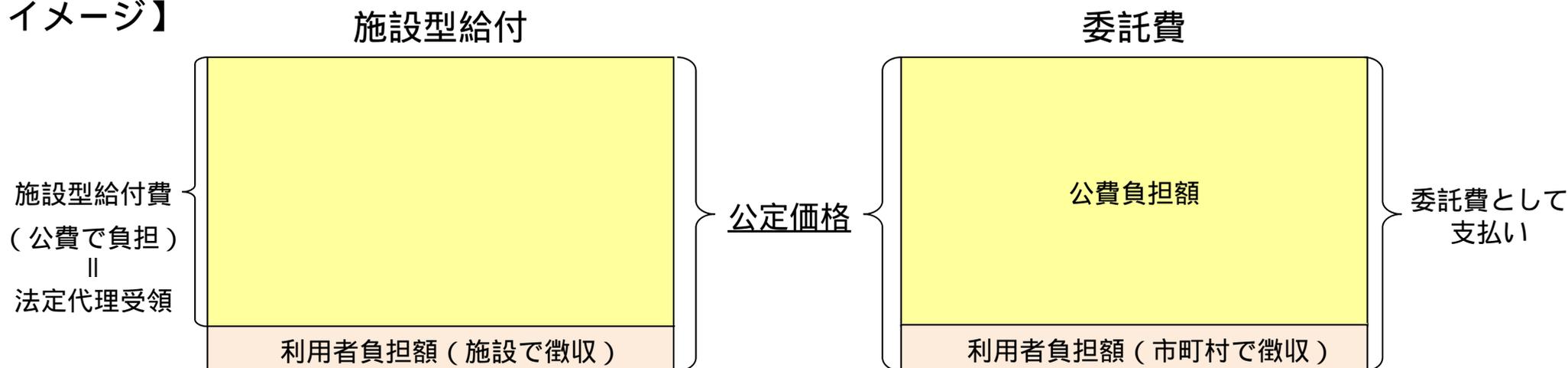
（子ども・子育て支援法 27条、29条等）

「給付費」 = 「公定価格」 - 「利用者負担額」

この基本構造は委託費も同様。

市町村が定める利用者負担額のほか、施設による徴収（通園送迎費、給食費、文房具費、行事費等）、それ以外の上乗せ徴収（教育・保育の質の向上を図るための費用。事前説明・同意を要する）が可能。

## 【イメージ】



# 公定価格の骨格（全体イメージ）

幼稚園、保育所、認定こども園の認可基準等を基に、従前の私学助成・保育所運営費等により実施している施設等の運営の実態等を踏まえた上で、「質の向上」を反映し、骨格を設定。

本資料は、消費増税分から充当される「0.7兆円」程度の財源を前提として実施される質の向上項目を基に作成し、一部更なる充実についても反映したもの。質の向上項目等に必要な1兆円超の財源のうち残りの0.3兆円超の財源については、引き続き予算編成過程で確保に取り組むものであり、財源の確保と合わせて本資料の質の向上項目についても更なる充実が図られていくことになる。

## 基本額（1人当たりの単価）

- 共通要素：地域区分別(8区分)、利用定員別(17区分等)、認定区分、年齢別、保育必要量別(2号・3号)
- 共通要素：人件費、事業費、管理費

## 各種加算等

- 職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて加算等

赤字下線部分は「質の向上」による事項

### <教育標準時間（1号）認定>

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	教育標準時間
/ 100 地域	人 ~ 人	1号	4歳以上児(30:1)	円
			3歳児(20:1)	円

事務職員(2日分)追加

### 主な加算(例)

職員配置加算(3歳児) 主幹教諭等専任加算 (+子育て支援活動費)	円 円 円
処遇改善等加算	+ ___ % (加算率・6%充実)
小学校接続加算	円
第三者評価受審加算	円
除雪費加算	円
降灰除去費加算	円

### <保育標準時間・短時間（2号・3号）認定>

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
/ 100 地域	人 ~ 人	2号	4歳以上児(30:1)	円	円
			3歳児(20:1)	円	円
		3号	1・2歳児(6:1)	円	円
			0歳児(3:1)	円	円

保育標準時間:保育士1人、非常勤保育士1人(3時間)追加  
研修代替要員費を追加

### 主な加算(例)

職員配置加算(3歳児) 主任保育士専任加算 (+子育て支援活動費)	円 円 円
処遇改善等加算	+ ___ % (加算率・6%充実)
小学校接続加算	円
第三者評価受審加算	円
減価償却費等加算	円
除雪費加算	円
降灰除去費加算	円

# 教育標準時間(1号)認定に係る公定価格の基本構造イメージ

幼稚園の場合

## 従前水準ベース

### 基本額

- 人件費
  - 園長
  - 教諭(年齢別学級編制確保分含む)
  - 学校職員
  - 非常勤職員(学校医、歯科医、薬剤師の嘱託等)雇上費
- 管理費
  - 事務管理費、保健衛生費、減価償却費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
  - 教材費等

【教諭の配置基準】

4歳以上児	30:1
3歳児	20:1

## 質の向上ベース

### 基本額に組み込むもの

- 人件費
  - 事務負担への対応
    - 保育料徴収等を実施する事務職員(非常勤)を追加配置(週2日)

### 加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
  - 満3歳児( )の教諭配置加算(6:1)
  - 副園長、教頭配置加算(教諭との給与差額)
  - チーム保育加配加算
  - 通園送迎、給食実施加算(人件費(業務委託)分)
  - 処遇改善等加算
- 主に管理費
  - <事業の実施状況に応じて加算>
    - 外部監査費加算(公認会計士等による財務諸表監査)
    - 施設機能強化推進費加算
  - <幼稚園等の所在地域に応じて加算>
    - 冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

### 加算により対応するもの

- 主に人件費
  - 職員配置の改善
    - 3歳児の配置改善(20:1 → 15:1)
  - 職員処遇の改善
    - 経験年数に応じた処遇改善等加算 (+6%)
    - 技能・経験に応じた処遇改善等加算
  - 地域の子育て支援・療育支援
    - 主幹教諭等を専任化するための職員を加配
    - 療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
    - 子育て支援に係る事務経費
  - 栄養士の配置(嘱託)
- 主に管理費
  - 小学校との接続改善(保幼小連携)
  - 第三者評価の受審費用

### 調整

- 配置基準を満たさない場合(経過措置) 等

「満3歳児」は、当該年度中に満3歳に達することにより幼稚園に入園する幼児をいう。

# 保育標準時間・短時間(2号・3号)認定に係る公定価格の基本構造イメージ

保育所の場合

## 従前水準ベース

### 基本額

【保育士の配置基準】

4歳以上児	30:1
3歳児	20:1
1・2歳児	6:1
0歳児	3:1

- 人件費
  - 施設長
  - 保育士
  - 調理員
  - 非常勤職員(嘱託医、嘱託歯科医等)雇上費
- 管理費
  - 事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
  - 給食材料費、保育材料費等

## 質の向上ベース

### 基本額に組み込むもの

- 人件費
  - 保育認定の2区分に応じた対応
    - 保育標準時間については、保育士1人(延長保育の給付化)及び非常勤保育士(3時間)を追加
  - 研修の充実
    - 研修機会確保のための代替要員費を追加

### 加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
  - 事務職員雇上費加算
  - 主任保育士専任加算
  - 夜間保育加算
  - チーム保育推進加算
  - 処遇改善等加算
  - 高齢者等活躍促進加算
- 主に管理費
  - < 事業の実施状況に応じて加算 >
    - 施設機能強化推進費
  - < 保育所等の所在地域に応じて加算 >
    - 冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

### 加算により対応するもの

- 主に人件費
  - 職員配置の改善
    - 3歳児の配置改善(20:1 → 15:1)
  - 職員処遇の改善
    - 経験年数に応じた処遇改善等加算 (+6%)
    - 技能・経験に応じた処遇改善等加算
  - 休日保育の充実
    - 担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)
  - 地域の子育て支援・療育支援
    - 療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
    - 子育て支援に係る事務経費
  - 栄養士の配置(嘱託)
- 主に管理費
  - 減価償却費、賃借料等への対応
  - 小学校との接続改善(保幼小連携)
  - 第三者評価の受審費用

### 調整

- 土曜日閉所する場合

等

# 認定こども園に関する公定価格の骨格(全体イメージ)

認定こども園の認可基準等を基に、「質の向上」を反映した上で、教育標準時間(1号)、保育標準時間・短時間(2号)において対応する費用を整理・振り分けを行い、骨格を設定。

## 基本額(1人当たりの単価)

- 共通要素 : 地域区分別(8区分)、利用定員別(18区分)、認定区分、年齢別、保育必要量別(2号・3号)
- 共通要素 : 人件費、事業費、管理費

## 各種加算等

- 職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて加算等

### <教育標準時間(1号)認定>

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	教育標準時間
/100 地域	人 ~ 人	1号	4歳以上児(30:1)	円
			3歳児(20:1)	円

### <保育標準時間・短時間(2号・3号)認定>

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
/100 地域	人 ~ 人	2号	4歳以上児(30:1)	円	円
			3歳児(20:1)	円	円
		3号	1・2歳児(6:1)	円	円
			0歳児(3:1)	円	円

保育標準時間:保育士1人、非常勤保育士1人(3時間)追加(2・3号のみ)

研修代替要員費を追加(2・3号のみ)

事務職員(2日分)追加(共通)

主幹保育教諭等専任化、子育て支援活動費を追加(共通)

赤字下線部分は「質の向上」による事項

## 主な加算(例)

職員配置加算(3歳児)	円
処遇改善等加算	+ ___ % (加算率・6%充実)
小学校接続加算	円
第三者評価受審加算	円
減価償却費等加算	円
除雪費加算	円
降灰除去費加算	円

# 認定こども園に係る公定価格の基本構造イメージ

●青字：幼稚園と共通の項目

●赤字：保育所と共通の項目

●黒字：幼稚園及び保育所と共通の項目

下線部については、施設内で重複等が発生しないように施設全体に振り分け、1号定員と2・3号定員で等分して積算

## 従前水準ベース

### 基本額

【保育教諭の配置基準】

4歳以上児	30:1
3歳児	20:1
1・2歳児	6:1
0歳児	3:1

- 人件費
  - 園長
  - 保育教諭(年齢別学級編制確保分含む)
  - 調理員、学校職員
  - 非常勤職員(学校医、歯科医、薬剤師の嘱託等)雇上費
- 管理費
  - 事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
  - 給食材料費、教材費等

## 質の向上ベース

### 基本額に組み込むもの

- 人件費
    - 保育認定の2区分に応じた対応
      - 保育標準時間については、保育士1人(延長保育の給付化)及び非常勤保育士(3時間)を追加
    - 研修の充実
      - 研修機会確保のための代替要員費を追加
    - 地域の子育て支援・療育支援
      - 主幹保育教諭等を専任化するための職員を加配
      - 子育て支援に係る事務経費
    - 事務負担への対応
      - 保育料徴収等を実施する事務職員(非常勤)を追加配置(週2日)
- 認定こども園では実施義務

### 加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
  - 満3歳児( )の教諭配置加算(6:1)
  - 副園長、教頭配置加算(教諭との給与差額)
  - チーム保育加配加算
  - 通園送迎、給食実施加算
- 夜間保育加算
- 高齢者等活躍促進加算
- 処遇改善等加算
- 主に管理費
  - <事業の実施状況に応じて加算>
    - 外部監査費加算(公認会計士等による財務諸表監査)
    - 施設機能強化推進費
  - <所在地域に応じて加算>
    - 冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

### 加算により対応するもの

- 主に人件費
  - 職員配置の改善
    - 3歳児の配置改善(20:1 15:1)
  - 職員処遇の改善
    - 経験年数に応じた処遇改善等加算 (+6%)
    - 技能・経験に応じた処遇改善等加算
  - 休日保育の充実
    - 担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)
  - 地域の子育て支援・療育支援
    - 療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
  - 栄養士の配置(嘱託)
- 主に管理費
  - 減価償却費、賃借料等への対応
  - 小学校との接続改善(保幼小連携)
  - 第三者評価の受審費用

### 調整

- 土曜日閉所する場合
  - 配置基準を満たさない場合(経過措置)
- 等

「満3歳児」は、1号子どもで、当該年度中に満3歳に達することにより認定こども園に入園する幼児をいう。

# 公定価格の骨格(地域型保育事業・全体イメージ)

## 基本額(1人当たりの単価)

- 共通要素 : 地域区分別(8区分)、利用定員別、認定区分、年齢別、保育必要量別(2号・3号)
- 共通要素 : 人件費、事業費、管理費

事業所内保育事業: 8区分、小規模型保育事業: 2区分、家庭的保育・居宅訪問型保育: なし

## 各種加算等

- 職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて加算等

## < 保育標準時間・短時間(2号・3号)認定 >

赤字下線部分は「質の向上」による事項

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
/100 地域	人 ~ 人	3号	1・2歳児(6:1)	円	円
			0歳児(3:1)	円	円

注: 小規模保育A型・B型(事業所内保育の小規模型)

連携施設の経費を追加(加算による対応もあり)

研修代替要員費を追加(加算による対応もあり)

## 主な加算(例)

保育士比率向上加算	円
障害児受入加算	円
処遇改善等加算	+ ___ % (加算率・6%充実)
第三者評価受審加算	円
減価償却費等加算	円
除雪費加算	円
降灰除去費加算	円

## < 参考 > 各事業の職員配置基準

小規模型保育			家庭的保育	事業所内保育	居宅訪問型保育
A型	B型	C型			
保育士	保育士、保育士以外の保育従事者	家庭的保育者(+家庭的保育補助者)	家庭的保育者(+家庭的保育補助者)	定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下	居宅訪問型保育者
1・2歳児 6:1 0歳児 3:1	A型と同様 1/2以上は保育士	3:1 補助者を置く場合は5:2	3:1 補助者を置く場合は5:2	小規模保育(A・B型)と同様	1:1

# 家庭的保育事業に係る公定価格の基本構造イメージ

## 従前水準ベース

### 基本額

- 人件費
  - 家庭的保育者
  - 非常勤職員(調理員、事務職員、嘱託医、嘱託歯科医)雇上費
- 管理費
  - 事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
  - 給食材料費、保育材料費等

### 加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
  - 資格保有者加算
  - 家庭的保育補助者加算
  - 処遇改善等加算
  - 家庭的保育支援加算
- 主に管理費
  - < 事業の実施状況に応じて加算 >
    - 施設機能強化推進費
  - < 保育所等の所在地域に応じて加算 >
    - 冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

### 調整

- 土曜日に行わない場合
- 連携施設を設定しない場合(経過措置)
- 給食を提供しない場合(経過措置)

## 質の向上ベース

### 基本額に組み込むもの

- 管理費
  - 家庭的保育の体制強化
    - 連携施設に係る経費

### 加算により対応するもの

- 主に人件費
  - 保育認定の2区分に応じた対応
    - 非常勤保育士(3時間)を追加
  - 研修の充実
    - 研修機会確保のための代替要員費を追加
  - 職員処遇の改善
    - 経験年数に応じた処遇改善等加算 (+6%)
    - 技能・経験に応じた処遇改善等加算
  - 連携施設に係る経費
    - 保育者が原則1名であることから、研修代替保育等への対応
  - 障害児保育加算
    - 障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な子ども2人に家庭的保育補助者1人を加配
  - 栄養士の配置(嘱託)
- 主に管理費
  - 減価償却費、賃借料等への対応
  - 第三者評価の受審費用

# 小規模保育事業に係る公定価格の基本構造イメージ

## 従前水準ベース

### 基本額

- 人件費
  - 管理者 管理者を設置する場合、事務職員との重複は調整
  - 保育従事者(保育士、家庭的保育者等)
  - 非常勤職員(調理員、事務職員、嘱託医、嘱託歯科医等)雇上費
- 管理費
  - 事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
  - 給食材料費、保育材料費等

### 加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
  - 保育士比率向上加算
  - 夜間保育加算
  - 処遇改善等加算
- 主に管理費
  - < 事業の実施状況に応じて加算 >
    - 施設機能強化推進費
  - < 保育所等の所在地域に応じて加算 >
    - 冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

### 調整

- 土曜日閉所する場合 ➤ 給食を提供しない場合(経過措置)
- 連携施設を設定しない場合(経過措置) 等

## 質の向上ベース

### 基本額に組み込むもの

- 人件費
  - 小規模保育の体制強化
    - 認可保育所の配置基準上の定数の他に保育士1人を配置
  - 保育認定の2区分に応じた対応 保育所の基準+1人となっていることから、延長保育基本分に相当する分については調整が必要
    - 非常勤保育士(3時間)を追加
  - 研修の充実
    - 研修機会確保のための代替要員費を追加
- 管理費
  - 小規模保育の体制強化
    - 連携施設に係る経費

### 加算により対応するもの

- 主に人件費
  - 職員処遇の改善
    - 経験年数に応じた処遇改善等加算 (+6%)
    - 技能・経験に応じた処遇改善等加算
  - 休日保育の充実
    - 担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)
  - 障害児保育加算
    - 障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な子ども2人に保育士等1人を加配
  - 栄養士の配置(嘱託)
- 主に管理費
  - 減価償却費、賃借料等への対応
  - 第三者評価の受審費用

# 事業所内保育事業に係る公定価格の基本構造イメージ

## 従前水準ベース

### 基本額

従業員枠については、地域枠の84%相当

管理者を設置する場合、事務職員との重複は調整(19名以下の場合)

- 人件費
  - 管理者
  - 保育従事者(保育士等)
  - 調理員
  - 非常勤職員(事務職員、嘱託医、嘱託歯科医等)雇上費
- 管理費
  - 事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
  - 給食材料費、保育材料費等

## 質の向上ベース

### 基本額に組み込むもの

- 人件費
  - 小規模保育の体制強化(19名以下の場合のみ)
    - 認可保育所の配置基準上の定数の他に保育士1人を配置
  - 保育認定の2区分に応じた対応
    - 保育所又は小規模保育に準じて対応
  - 研修の充実
    - 研修機会確保のための代替要員費を追加
- 管理費
  - 小規模保育の体制強化(19名以下のみ)
    - 連携施設に係る経費

### 加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
  - 保育士比率向上加算
  - 夜間保育加算
  - 処遇改善等加算
- 主に管理費
  - <事業の実施状況に応じて加算>
    - 施設機能強化推進費
  - <保育所等の所在地域に応じて加算>
    - 冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

### 加算により対応するもの

- 主に人件費
  - 職員処遇の改善
    - 経験年数に応じた処遇改善等加算 (+6%)
    - 技能・経験に応じた処遇改善等加算
  - 休日保育の充実
    - 担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)
  - 障害児保育加算
    - 障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な子ども2人に保育士1人を加配
  - 栄養士の配置(嘱託)
- 主に管理費
  - 第三者評価の受審費用

### 調整

- 土曜日閉所する場合
- 給食を提供しない場合(経過措置)
- 連携施設を設定しない場合(経過措置) 等

# 居宅訪問型保育事業に係る公定価格の基本構造イメージ

## 従前水準ベース

### 基本額

- 人件費
  - 居宅訪問型保育者
- 管理費
  - 事務管理費、保健衛生費、苦情解決対策費、事務経費(コーディネーター)等

### 加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
  - 資格保有者加算
  - 夜間保育加算
  - 処遇改善等加算

### 調整

- 特定の日に保育を行わない場合

## 質の向上ベース

### 基本額に組み込むもの

- 人件費
  - 研修の充実
    - 研修機会確保のための代替要員費を追加

### 加算により対応するもの

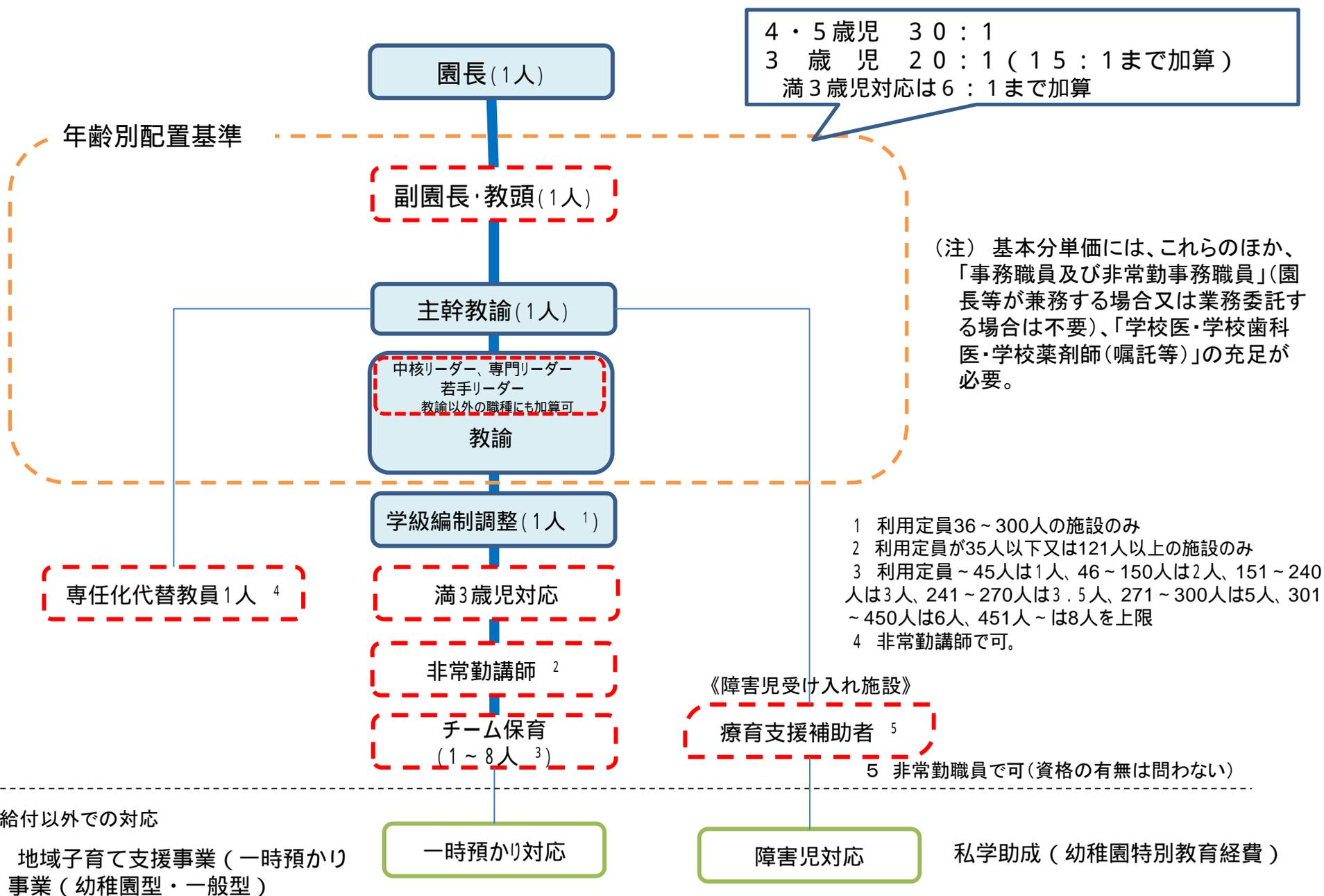
- 主に人件費
  - 職員処遇の改善
    - 経験年数に応じた処遇改善等加算 (+6%)
    - 技能・経験に応じた処遇改善等加算
  - 休日保育の充実(休日勤務に必要な人件費)
- 主に管理費
  - 連携施設に係る経費
    - 障害児施設等によるバックアップを受ける場合
  - 第三者評価の受審費用

# 公定価格からみた幼稚園における職員配置のイメージ

  : 基本分単価

基本分単価の職員配置を充足しなければ加算の取得はできない

  : 加算

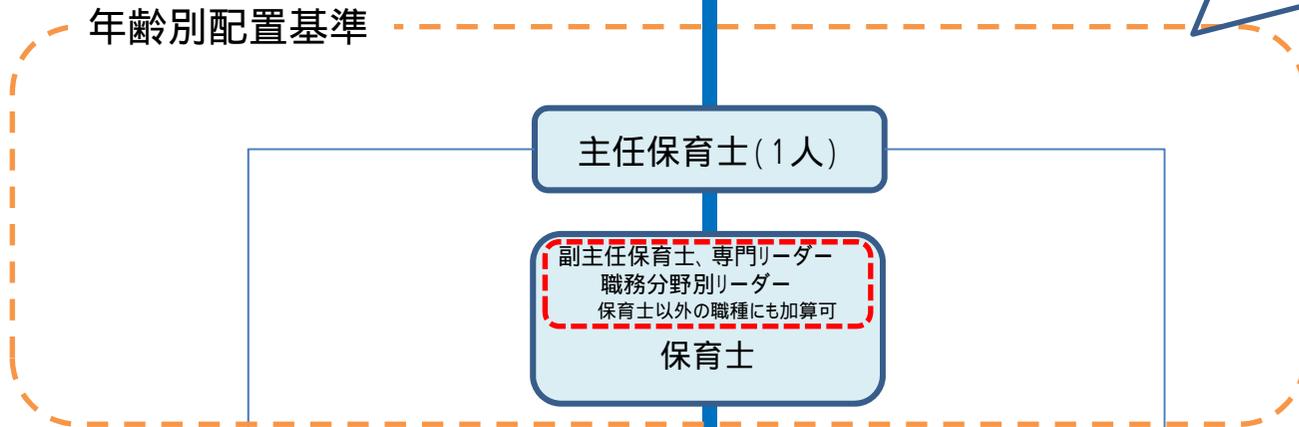


# 公定価格からみた保育所における職員配置のイメージ

  : 基本分単価  
  : 加算

基本分単価の職員配置を充足しなければ加算の取得はできない

4・5歳児	30 : 1
3歳児	20 : 1 (15 : 1まで加算)
1・2歳児	6 : 1
乳児	3 : 1



(注) 基本分単価には、これらのほか、「調理員<sup>4</sup>」「非常勤事務職員」(園長等が兼務する場合又は業務委託する場合は不要)、「嘱託医・嘱託歯科医」の充足が必要。

専任化代替保育士1人

休日保育・夜間保育対応

《障害児受け入れ施設》  
療育支援補助者<sup>3</sup>

- 1 利用定員90人以下の施設のみ
- 2 保育標準時間認定子どもの割合が低い場合は非常勤も可
- 3 非常勤職員で可(資格の有無は問わない)
- 4 利用定員40人以下は1人、41~150人は2人、151人~は3人(うち1人は非常勤)

----- 以下は施設型給付以外での対応

地域子育て支援事業(延長保育事業)

延長保育対応

障害児対応

# 公定価格からみた認定こども園における職員配置のイメージ

   : 基本分単価  
   : 加算

基本分単価の職員配置を充足しなければ加算の取得はできない

4・5歳児 30 : 1  
 3歳児 20 : 1 (15 : 1まで加算)  
 1・2歳児 6 : 1  
 1号子どもの満3歳児対応も6 : 1まで加算  
 乳児 3 : 1

年齢別配置基準

園長(1人)

副園長・教頭(1人)

1号定員

2・3号定員

主幹保育教諭(1人)

主幹保育教諭(1人)

中核リーダー、専門リーダー  
 若手リーダー  
 保育教諭以外の職種にも加算可
   
 保育教諭

副主幹保育教諭、専門リーダー  
 職務分野別リーダー  
 保育教諭以外の職種にも加算可
   
 保育教諭

(注) 基本分単価には、これらのほか、「調理員<sup>7</sup>」「事務職員及び非常勤事務職員」(園長等が兼務する場合又は業務委託する場合は不要)、「学校医・学校歯科医・学校薬剤師(嘱託等)」の充足が必要。

学級編制調整(1人<sup>1</sup>)

休けい保育教諭(1人<sup>4</sup>)

1 1号・2号利用定員36~300人の施設に加算  
 2 利用定員が35人以下又は121人以上の施設のみ

4 2号・3号利用定員~90人の施設のみ  
 5 保育標準時間認定子どもの割合が低い場合は非常勤も可

専任化代替職員1人<sup>6</sup>

満3歳児対応

保育標準時間対応<sup>5</sup>

専任化代替職員1人<sup>6</sup>

3 3歳以上子ども利用定員~45人は1人、46~150人は2人、151~240人は3人、241~270人は3.5人、271~300人は5人、301~450人は6人、451人~は8人を上限

非常勤講師<sup>2</sup>

療育支援補助者<sup>8</sup>

休日保育・夜間保育対応

6 2人のうち1人は非常勤講師等で可  
 7 2号・3号利用定員~40人は1人、41~150人は2人、151人~は3人(うち1人は非常勤)

チーム保育(1~8人<sup>3</sup>)

チーム保育(1~8人<sup>3</sup>)

以下は施設型給付以外での対応

地域子育て支援事業(一時預かり事業(幼稚園型・一般型))

一時預かり対応

障害児対応

私学助成(幼稚園特別教育経費)  
 障害児保育(地方単独事業)  
 地域子育て支援事業(多様な事業者参加促進)

延長保育対応

地域子育て支援事業(延長保育事業)

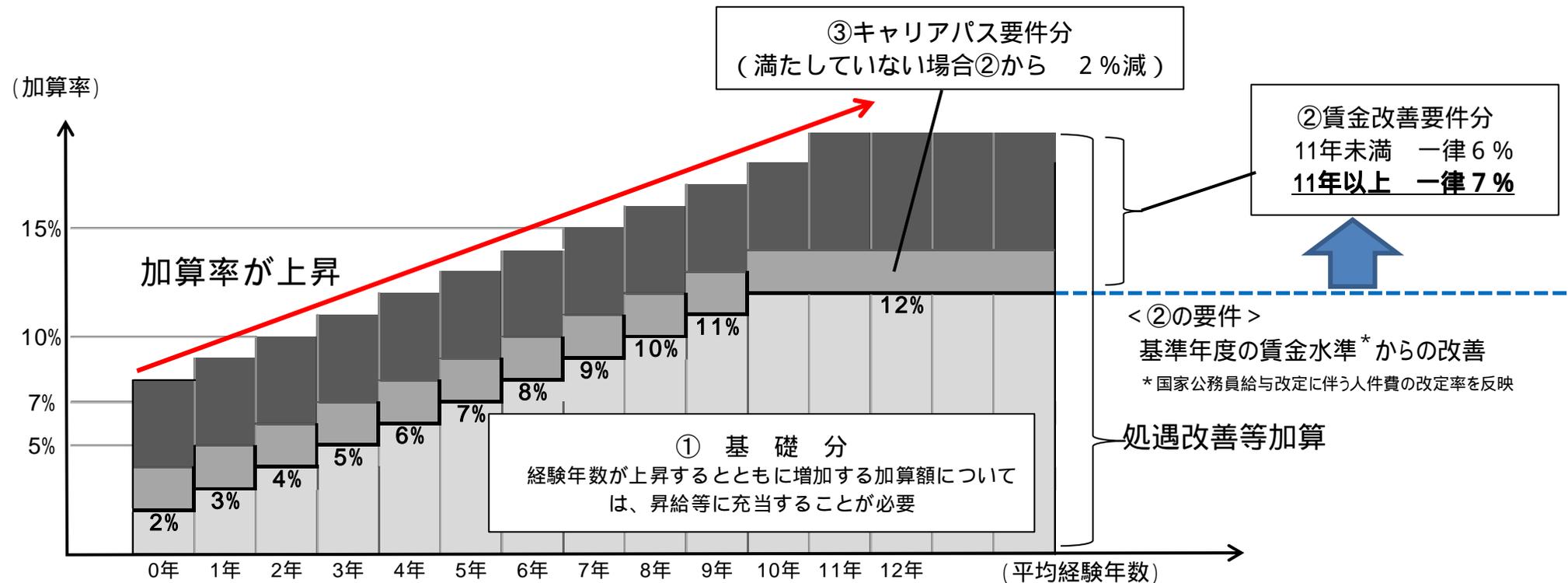
# 処遇改善等加算 の主なポイント

加算の認定	施設・事業所を管轄する市町村長が取りまとめた上で都道府県知事が認定 (指定都市・中核市・都道府県知事との協議により事務を行う市町村については市町村の長が認定)
加算率	平均経験年数に応じて8～19%※(うち賃金改善要件分6～7%※) ※キャリアパス要件を満たさない場合は2%減
処遇改善等加算の対象となる職員	非常勤職員を含む全ての職員
平均経験年数の算定対象職員	全ての常勤職員(1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員を含む)
平均経験年数の算定	現在勤務する施設・事業所のほか、以下の施設等での経験年数を合算 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育施設、地域型保育事業所</li> <li>・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校</li> <li>・社会福祉事業を行う施設・事業所</li> <li>・児童相談所における児童を一時保護する施設</li> <li>・認可外保育施設</li> <li>・病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所(保健師、看護師又は准看護師に限る。)</li> </ul>
賃金改善要件分の加算要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基準年度を起点として、職員の賃金改善額が加算額の増加分の金額以上であること</li> <li>○賃金改善計画書の作成及び賃金改善実績報告書の提出</li> </ul> <p>&lt;基準年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①加算当年度の前年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 国による処遇改善を超える賃金改善を先立って行っている施設などこれにより難しい施設については「加算当年度の3年前の年度」を基準年度として選択することも可能(令和2年度に限り、下記②の基準年度とすることも可能)</li> </ul> </li> <li>②新たに加算を取得する場合は「支援法による確認の効力が生じる年度の前年度(平成26年度以前からある保育所については、平成24年度)」</li> </ul>
賃金改善の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○賃金改善の対象項目以外の賃金項目についても、賃金水準を低下させてはならないこと</li> <li>○処遇改善等加算は、定期昇給とは別の上乗せとして賃金改善を行うこと</li> <li>○賃金改善の対象となる賃金項目は、手当や一時金ではなく、基本給とすることが望ましい</li> </ul> <p>【賃金改善方法の例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与規程や給与表等の見直しによる基本給の改善</li> <li>・定期昇給すべき号給の改善(定期昇給による昇給を1号給→2号給の昇給に改善) など</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○加算残額は、翌年度すみやかにその全額を一時金等により支払い、賃金の改善に充てること</li> </ul>

# 処遇改善等加算 のイメージ

○ 教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、「長く働くことができる」職場を構築する必要がある。その構築のため、職員の平均経験年数や、賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算を行うもの。

- ① 基本分は、職員 1 人当たり平均経験年数に応じて加算率を設定（2～12%）。
- ② 賃金改善要件分は、賃金改善計画・実績報告を要件とした上で、賃金改善（基準年度からの改善）に確実に充てることが要件（6%～7%）。  
加算当年度の前年度（加算当年度の3年前の年度を選択することも可能）
- ③ キャリアパス要件分は、役職や職務内容等に応じた賃金体系の設定、資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修機会の確保等が要件（満たさない場合は2%減）。



# 技能・経験に応じた処遇改善等加算 の仕組み

## 1 概要

- ・ 副主任保育士・専門リーダー（月額4万円の処遇改善）・職務分野別リーダー・若手リーダー（月額5千円の処遇改善）等を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築し、保育士等の処遇改善に取り組む施設・事業所に対して、キャリアアップによる処遇改善に要する費用に係る公定価格上の加算を創設。

## 2 要件

- ・ 加算額を確実に賃金改善に充てるため、賃金改善計画の策定及び実績報告を行う（処遇改善等加算と同様）
- ・ 処遇改善の対象者が以下の基準を満たすものとなっていること

### <月額4万円の処遇改善の対象者>

- ・ 副主任保育士等の職位の発令・職務命令
- ・ 経験年数が概ね7年以上
- ・ 4分野以上の研修を修了していること

### <月額5千円の処遇改善の対象者>

- ・ 職務分野別リーダー等の発令・職務命令
- ・ 経験年数が概ね3年以上
- ・ 担当分野の研修を修了していること

経験年数は「概ね」であり、各施設の状況を踏まえて決めることが可能

研修に関する要件については、副主任保育士等については令和5年度、職務分野別リーダーについては令和6年度から適用する。その際、副主任保育士等に求める研修修了数は、令和5年度は1分野とし、令和6年度以降、毎年度1分野ずつ引き上げる。

- ・ **職務手当を含む月給により賃金改善が行われていること**

## 3 職員への配分方法

- ・ **月額4万円又は月額5千円**の加算対象人数分（園長・主任保育士等を除いた職員の概ね1/3又は1/5）を支給。
- ・ 副主任保育士等への配分は、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を**1人以上確保**した上で、副主任保育士等、職務分野別リーダー等に配分（**月額5千円～4万円未満**）。
- ・ 職務分野別リーダー等への配分は、**加算対象人数以上確保**する（**月額5千円～副主任保育士等の最低額**）。
- ・ 法人内の他の施設の職員の賃金改善に充当可（令和4年度までの時限措置。加算額の20%の範囲内。）。

# 幼稚園教諭等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(1号関係)

## 研修による技能の習得を通じた、 キャリアアップ

### 既存の研修をキャリアアップの ために受講

【算入可能な研修について】

以下の主体が実施する、幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修

都道府県・市町村

大学等(大学共同利用機関、指定教員養成機関、その他免許状更新講習・免許法認定講習開設者)

幼稚園関係団体のうち加算認定自治体が  
相当と認める者

(申請のための統一様式あり)

その他加算認定自治体が相当と認める者  
(園内研修など、申請のための統一様式あり)

加算認定自治体による、個別の研修の各コマの  
内容の確認は不要

< 標準規模の幼稚園(定員160人)の職員数 >  
公定価格上の職員数  
園長1人、副園長・教頭1人、主幹教諭1人、  
幼稚園教諭7人、事務職員2人  
合計12人

園長 < 平均勤続年数27年 >

副園長・教頭 < 平均勤続年数24年 >

主幹教諭 < 平均勤続年数19年 >

**新** 中核リーダー (注2、3)

**新** 専門リーダー (注2、3)

月額4万円の処遇改善 標準規模の園で3人

(園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3) (注4)

【要件】

ア 経験年数概ね7年以上

イ 若手リーダーを経験

ウ マネジメント+研修の修了(60h) (注1)

エ 中核リーダーとしての発令

【要件】

ア 経験年数概ね7年以上

イ 若手リーダーを経験

ウ 研修の修了(60h) (注1)

エ 専門リーダーとしての発令

**新** 若手リーダー

月額5千円の処遇改善 標準規模の園で2人

(園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/5) (注4)

【要件】

ア 経験年数概ね3年以上

イ 研修の修了(15h) (注1)

ウ 若手リーダーとしての発令

幼稚園教諭等 < 平均勤続年数7年 >

(注1) 加算に係る研修修了要件は、中核リーダー等については令和5年度、若手リーダーについては令和6年度から適用する。  
その際、中核リーダー等に求める研修修了時間は、令和5年度は15時間以上とし、令和6年度以降、毎年度15時間以上ずつ引き上げる。

(注2) 指導教諭、教務主任、学年主任など既存の発令を行っている場合は、上記の発令に代替可

(注3) 各幼稚園、認定こども園の状況を踏まえ、中核リーダー・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可

(注4) 「園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3、1/5」とは、公定価格における職員数に基づき算出するもの

# 保育士等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(2・3号関係)

**研修による技能の習得により、  
キャリアアップができる仕組み  
を構築**

<標準規模の保育園(定員90人)の職員数>  
公定価格上の職員数  
園長1人、主任保育士1人、保育士12人、  
調理員等3人 合計17人

**園長**  
<平均勤続年数24年>

**主任保育士**  
<平均勤続年数21年>

## キャリアアップ研修の創設(H29)

以下の分野別に研修を体系化

### 【専門研修】

乳児保育 幼児教育  
障害児保育 食育・アレルギー  
保健衛生・安全対策  
保護者支援・子育て支援

### 【マネジメント研修】

### 【保育実践研修】

研修の実施主体:都道府県等  
研修修了の効力:全国で有効  
研修修了者が離職後再就職  
する場合:以前の研修修了の  
効力は引き続き有効

### 新 副主任保育士(注2)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野  
の専門研修を修了(注1)
- エ 副主任保育士としての発令

### 新 専門リーダー(注2)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の専門研修を修了(注1)
- エ 専門リーダーとしての発令

**月額4万円の処遇改善** 標準規模の園で5人  
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)(注3)

### 新 職務分野別リーダー

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記 ~ )の研修を修了(注1)
- ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー としての発令  
乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー 等  
同一分野について複数の職員に発令することも可能

**月額5千円の処遇改善** 標準規模の園で3人  
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/5)(注3)

**保育士等** <平均勤続年数8年>

(注1) 加算に係る研修修了要件は、副主任保育士等については令和5年度、職務分野別リーダーについては令和6年度から適用する。

その際、副主任保育士等に求める研修修了数は、令和5年度は1分野とし、令和6年度以降、毎年度1分野ずつ引き上げる。

(注2) 一人当たりの処遇改善額及び対象者数については、各保育所等での人員配置や賃金体系の実情を踏まえ、一定の要件の下で柔軟な運用を認めている。

(注3) 「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3、1/5」とは、公定価格における職員数に基づき算出するものである。

# 令和2年度における処遇改善等加算の運用の改善

## 1 加算の認定事務を市町村へ委譲可能であることを明記

- 都道府県、指定都市及び中核市が行う処遇改善等加算の認定に係る事務・権限に関して、認定事務等を円滑に行うため、都道府県と加算認定の実施を希望する市町村との間で協議が調った場合には、当該市町村に委譲することが可能とする。

## 2 加算額の使途等の明確化

- ① 加算額のうち、人事院勧告に伴う公定価格における人件費の増額改定分に係る支給額について、その全額を職員の賃金の改善に確実に充てることを明確化。
  - ② 処遇改善の対象者や賃金改善額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職員に重点的に講じられるよう留意する必要があることを明確化。（通知第3の2）（「子育て支援に関する行政評価・監視」（平成30年11月 総務省行政評価局）での指摘を踏まえた対応）
  - ③ 処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱの前年度残額については、加算当年度の賃金改善と切り分けて支払状況・予定を確認することを明確化。
- ※ ②・③を踏まえ、職員ごとの賃金改善額を確認する様式を賃金改善計画書・実績報告書の添付書類として位置付け、令和元年度処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱに係る実績報告書から適用。

## 3 算出方法等の明確化

- ① 加算Ⅰの加算率の認定に係る職員の経験年数について、施設・事業所による職歴証明書のほか、年金加入記録等による推認を認めることを通知上明確化。
- ② 法定福利費等の事業主負担分の増加に関する標準的な算式を提示。

## 4 基準年度の見直し

- ① 給与関係文書の保管や算定事務の負担を軽減するため、**処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ共通**で、加算の算定起点となる基準年度を「ある特定の年度」から「**加算当年度の前年度**」に見直す。<sup>※1・※2</sup>

※1 国による処遇改善を超える賃金改善を先立って行っている施設などこれにより難しい施設については、加算当年度の3年前の年度を基準年度として選択することを可能とする。

※2 令和2年度に限り、旧通知の基準年度（支援法による確認の効力が生じる年度の前年度（平成26年度以前からある保育所については、平成24年度））とすることも可能とする。

- ② その際、毎年度の**賃金改善の確認方法（加算額と賃金改善額の比較。見込額・実績額）**について、以下のとおり見直す。

- i) 加算当年度に新たに講ずべき処遇改善<sup>※1</sup>が**ある**場合（加算額の追加分が**ある**場合）は、当該施設・事業所において**加算当年度に新たに講ずべき処遇改善に係る部分に特化**して賃金改善の確認を行うこととする。

※1 新たに講ずべき処遇改善とは、例えば、加算当年度の公定価格における加算率の改定のほか、新たな加算適用、加算前年度からの加算率の増加（キャリアパス要件の充足等）等が想定される。

- ii) 加算当年度に新たに講ずべき処遇改善が**ない**場合（加算額の追加分が**ない**場合）は、当該施設・事業所における**現年度の賃金総額と、前年度の賃金水準に人件費改定相当分を加えた額**を比較して賃金改善の確認を行う<sup>※2</sup>こととする。

※2 加算Ⅱについては、これに加え、加算当年度における加算対象者に毎月決まって支払われる手当又は基本給の総額と加算Ⅱによる加算額とを比較して賃金改善の確認を行う。

賃金改善の確認方法の見直しイメージについては次頁表参照

# 【賃金改善の確認方法の見直しイメージ】

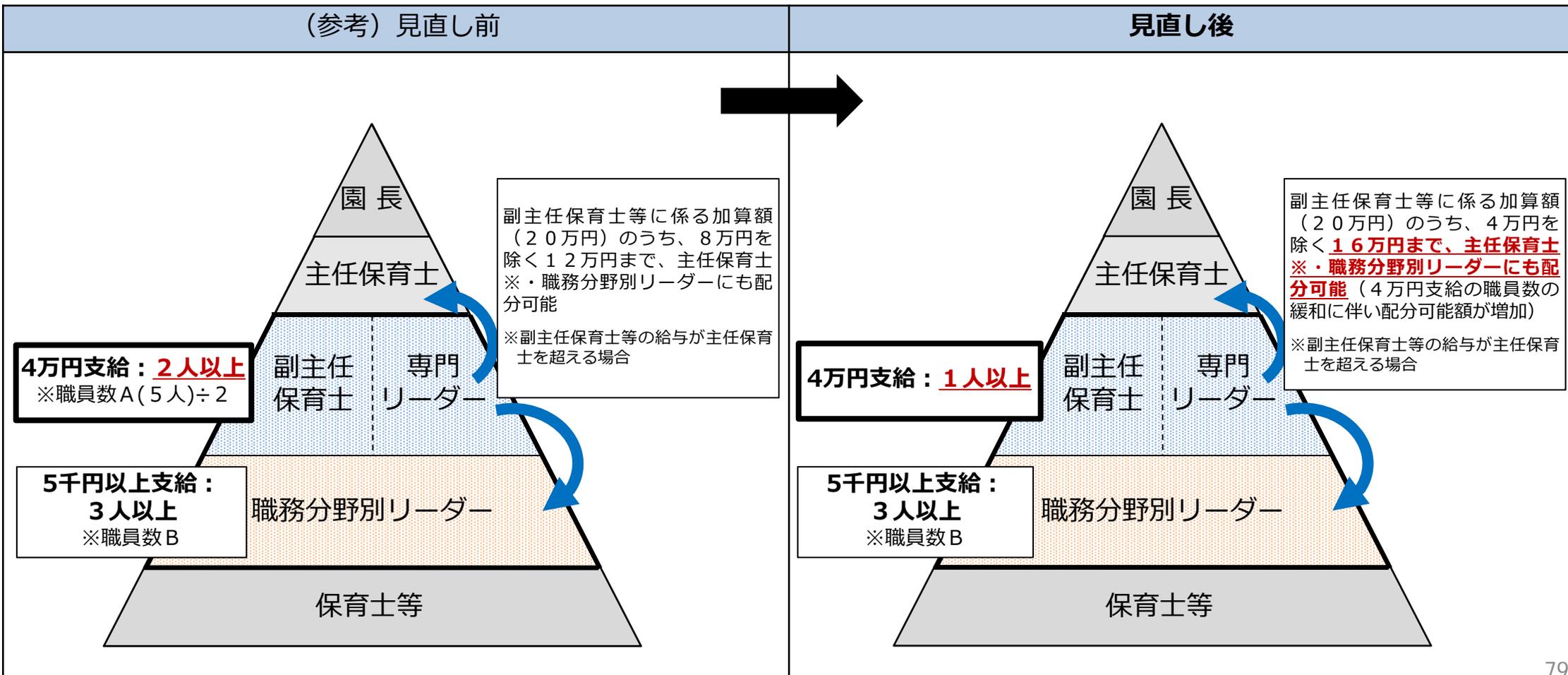
	(参考) 見直し前	見直し後	
		加算当年度に新たに講ずべき 処遇改善がある場合 (例：加算当年度の公定価格における加算率の改定、新たな加算適用)	加算当年度に新たに講ずべき 処遇改善がない場合
基準年度	支援法による確認の効力が生じる年度の 前年度（平成26年度以前からある保 育所については、平成24年度）	加算当年度（当該加算の適用を受けようとする年度）の <b>前年度</b>	
考え方	賃金改善額 ≥ 加算額 (対基準年度) (全体)	賃金改善額 ≥ 加算額 (対 <b>加算前年度</b> ) ( <b>加算当年度追加分</b> )	賃金総額 ≥ $\left\{ \begin{array}{l} \text{賃金水準} \\ \text{(加算前年度)} \\ + \\ \text{人件費改定相当分} \end{array} \right.$ ( <b>加算当年度</b> )
イメージ図	<p>現年度の賃金総額</p> <p>加算当年度追加分 賃金改善額</p> <p>加算当年度追加分 加算額</p> <p>比較</p> <p>加算当年度追加分 人件費改定相当分 (H25年度以降)</p> <p>H24 (H28) 年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額</p>	<p>現年度の賃金総額</p> <p>賃金改善 (加算当年度追加分)</p> <p>特定加算額 (加算当年度追加分)</p> <p>人件費改定相当分 (加算当年度追加分)</p> <p>比較</p> <p>前年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額</p>	<p>人件費改定相当分 (加算当年度追加分)</p> <p>比較</p> <p>前年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額</p> <p>現年度の賃金総額</p>

## 5 処遇改善等加算 の加算額の配分方法の要件緩和

- 処遇改善等加算Ⅱのうち「副主任保育士等」に係る加算額については、**実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を一定数確保することを求めているが、各施設・事業所における人員配置や賃金体系に応じたより柔軟な対応を可能とするため、「4万円の加算額の算定対象人数の1/2（端数切捨て）以上」を「1人以上」に緩和**する。

※「加算対象人数の1/2（端数切捨て）」がゼロとなる施設・事業所についてはゼロとする。

**<定員90人（職員17人※）の保育所の場合のイメージ>** ※園長1人、主任保育士1人、一般職員15人（保育士12人、調理員等3人）  
 4万円の算定対象人数(職員数A)：5人（一般職員数の1/3）、5千円の算定対象人数(職員数B)：3人（一般職員数の1/5）



# 【参考】「待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策に関する会計検査の結果について」（令和元年12月20日会計検査院）

## 1. 主な検査結果

### 子ども・子育て支援施策の予算の執行状況及び同施策の実施状況について

処遇改善等加算の残額が生じた施設や翌年度も残額が賃金改善に充当されていない施設が一定程度あった。

#### ○処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）関係

平成28・29年度に残額が生ずるなどした施設の割合	平成28年度：10.5%、平成29年度：12.9%
うち、翌年度も賃金改善に当てられなかったなどした施設の割合	平成28年度：23.6%、平成29年度：36.1%
	（両年度計357施設、6億147万円）

#### 賃金改善総額が適切に算定されていなかった要因に関する抽出検査の事例

- 基準年度賃金総額に、国家公務員の給与改定に伴う人件費の改定状況を踏まえた部分を加えていなかった  
（平成29年度：62施設中44施設）
- 基準年度における賃金水準として、同種同等の職員の賃金に当てはめず、基準年度当時の職員自身の賃金を用いた  
（平成29年度：62施設中15施設）

#### ○処遇改善等加算Ⅱ関係

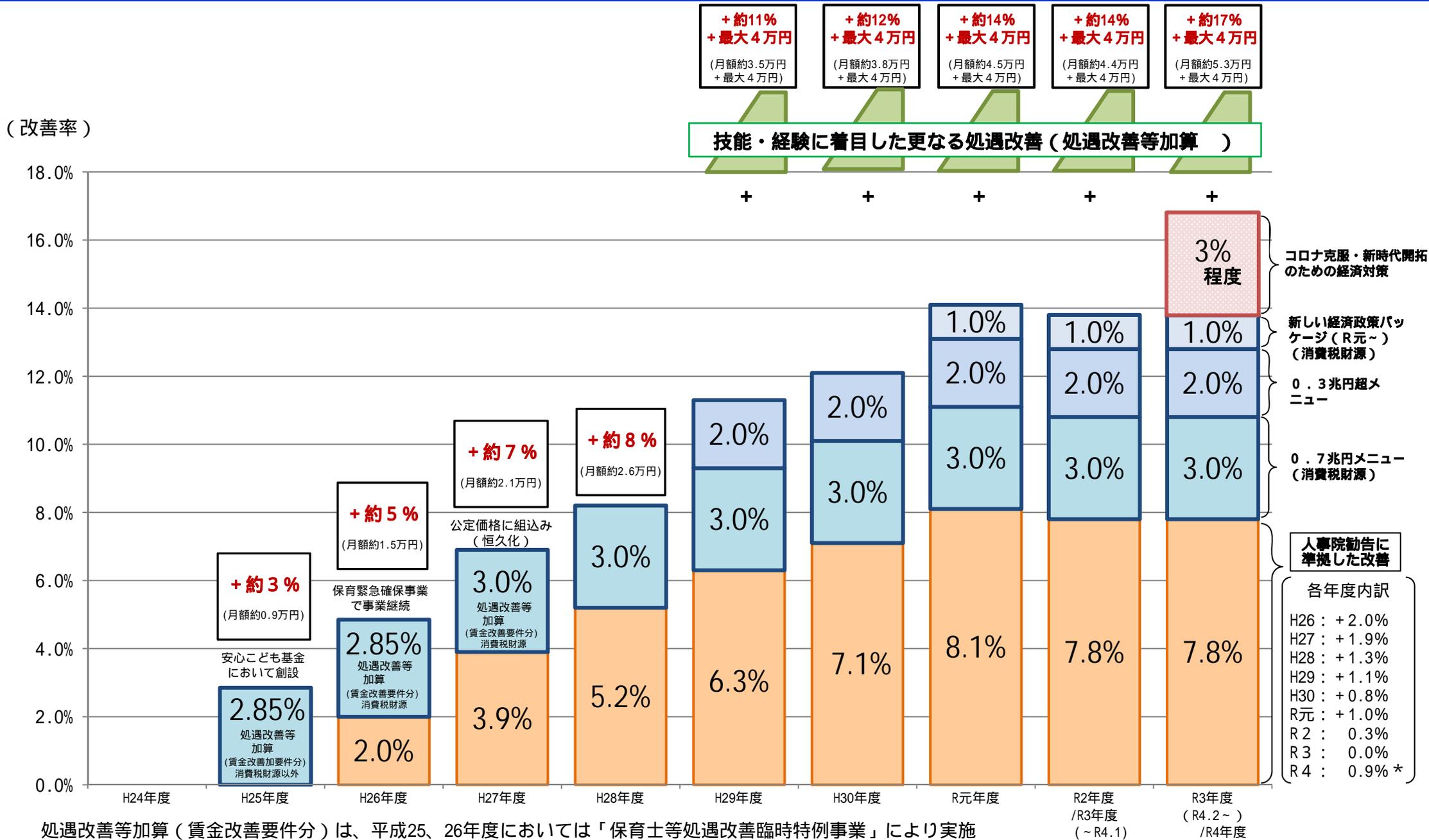
平成29年度に残額が生ずるなどした施設の割合	36.0%
うち、翌年度も賃金改善に充てられなかったなどした施設の割合	17.5%（計303施設、1億1803万円）

## 2. 所見

内閣府において、保育士等の処遇改善に当たり、処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）及び処遇改善等加算Ⅱに残額が生ずるなどした場合に、保育所等がその全額を翌年度に職員の賃金改善に充てているか確認等を行うとともに、残額を確実に職員の賃金改善に充てるよう保育所等に対して指導等を行うなどするよう市町村に周知すること。

上記を踏まえ、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱの前年度残額については、加算当年度の賃金改善と切り分けて支払状況・予定を確認する。また、昨年11月に示した職員ごとの賃金改善額を確認する様式を賃金改善計画書・実績報告書の添付書類として位置付ける。令和2年度に提出される令和元年度処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱに係る実績報告書から適用予定。

# 保育士等の処遇改善の推移



処遇改善等加算 (賃金改善要件分) は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施

各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額

上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」については、令和4年2~9月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。10月以降は「賃金改善分」については公定価格を見直し (恒久化)。

(\* )令和4年度においては、人事院勧告に準拠した公定価格の減額分 (0.9%) については、9月までは令和3年度補正予算により3%程度の処遇改善に上乗せ補助。10月以降は令和4年人事院勧告を踏まえて対応する予定

## (公定価格の算定方法)

公定価格の算定に当たっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。

### 【参考】令和3年人事院勧告の内容

- ①月例給は据え置き
- ②期末手当の引下げ（▲0.15月分）

## (国家公務員給与改定に伴う公定価格の人件費の取扱い)

- ・令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定について、令和4年6月期の期末手当において調整することとされたことを踏まえ、令和4年4月分の公定価格（令和4年度の単価表）から反映（令和4年度当初予算に反映）。

※予算上の常勤の保育士、幼稚園教諭等に係る年額人件費 ▲0.9%程度

※令和3年度の公定価格の減額改定は行わない

## (令和3年度補正予算における対応)

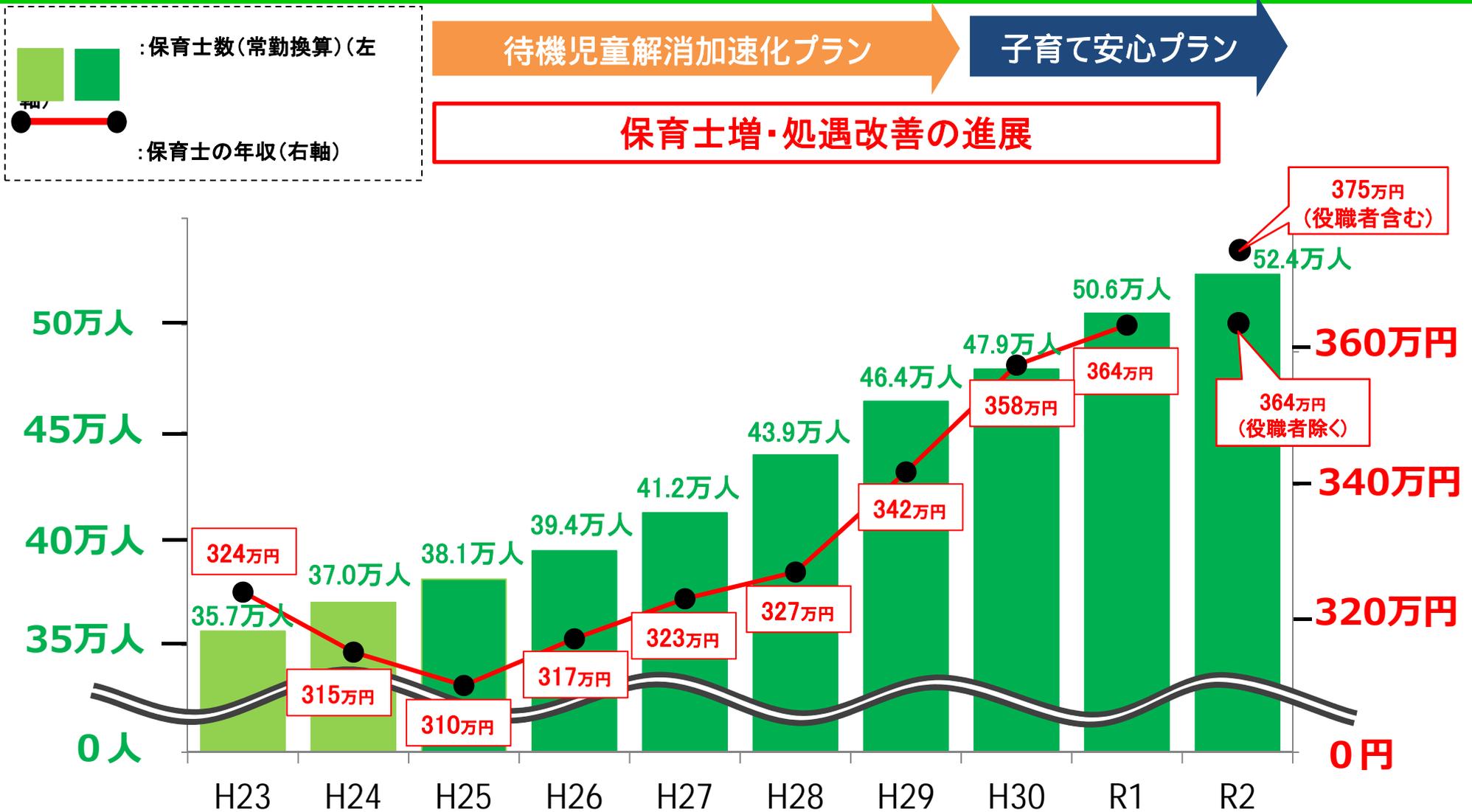
- ・令和3年度補正予算において、令和4年4月から9月の間、国家公務員給与改定に伴う令和4年度公定価格の減額分（人件費▲0.9%）に対応する金額を、3%程度（月額9,000円）の処遇改善に上乗せして補助。
- ・令和4年10月以降の取扱いについては、令和4年人事院勧告の内容を踏まえて対応予定。

< 近年の人事院勧告に伴う国家公務員の給与と保育所の運営費単価の改定状況 >

	国家公務員の給与改定の主な内容	保育所運営費 〔 <small>算定されている 常勤保育士の年額人件費</small> 〕
平成20年度	・月例給 : なし ・ボーナス : なし	352万円 352万円 ( - )
平成21年度	・月例給 : 0.2% ・ボーナス : 0.35月 ( 4.5月 4.15月 )	352万円 345万円 ( 2.1% )
平成22年度	・月例給 : 55歳超 1.5%、40歳台以上 0.1% ・ボーナス : 0.2月 ( 4.15月 3.95月 )	345万円 341万円 ( 1.2% ) 給与法の改正後に補正予算が編成されなかつたため平成23年度単価から反映
平成23年度	・月例給 : 50歳台 0.5%、40歳台後半 0.4% ・ボーナス : なし	341万円 341万円 ( - ) 国家公務員給与改定による影響無
平成24年度	・月例給 : なし ・ボーナス : なし	341万円 341万円 ( - )
平成25年度	・月例給 : なし ・ボーナス : なし	341万円 341万円 ( - )
平成26年度	・月例給 : +0.3% ・ボーナス : +0.15月 ( 3.95月 4.1月 )	341万円 348万円 ( +2.0% )
平成27年度	・月例給 : +0.4% ・ボーナス : +0.1月 ( 4.1月 4.2月 )	348万円 354万円 ( +1.9% )
平成28年度	・月例給 : +0.2% ・ボーナス : +0.1月 ( 4.2月 4.3月 )	354万円 359万円 ( +1.3% )
平成29年度	・月例給 : +0.2% ・ボーナス : +0.10月 ( 4.3月 4.4月 )	359万円 363万円 ( +1.1% )
平成30年度	・月例給 : +0.2% ・ボーナス : +0.05月 ( 4.4月 4.45月 )	363万円 366万円 ( +0.8% )
令和元年度	・月例給 : +0.1% ・ボーナス : +0.05月 ( 4.45月 4.5月 )	366万円 370万円 ( +1.0% )
令和2年度	・月例給 : なし ・ボーナス : 0.05月 ( 4.5月 4.45月 )	370万円 369万円 ( 0.3% )
令和3年度	・月例給 : なし ・ボーナス : 0.15月 ( 4.45月 4.3月 ) 令和4年6月の期末手当で調整	369万円 366万円 ( 0.9% ) 令和4年度単価から反映

「保育所運営費」欄の常勤保育士の年額人件費は「その他地域」の金額。

# 「保育士数」と「保育士の年収」の推移

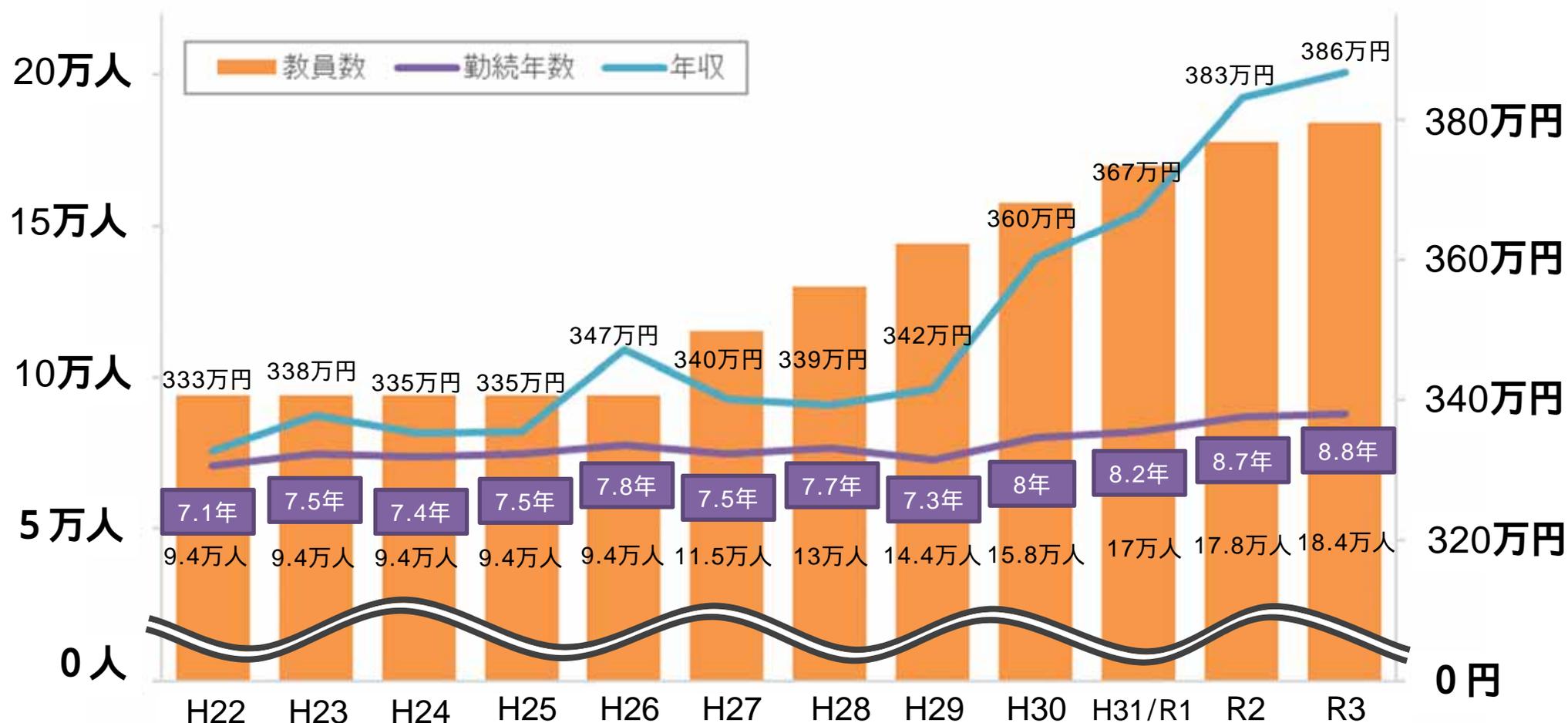


※ 「保育士数」は「社会福祉施設等調査(厚生労働省)」の各年10月1日時点の保育施設に従事する保育士の数(常勤換算従事者数)を元に、平成29年までは、厚生労働省(子ども家庭局)で保育所等の回収率(例:平成28年の回収率:93.9%、平成29年の回収率:94.3%)の変動を踏まえ、割り戻して算出したもの。平成30年以降は、全数調査から標本調査への移行により調査結果が全施設の推計値となり、回収率での割り戻しはしていないため、平成29年以前の結果との比較には留意が必要。

※ 平成27年以降は、保育教諭(主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭、講師を含む)及び小規模保育事業に従事する者のうち保育士資格保有者の数を含む。平成30年以降は、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に従事する者のうち保育士資格保有者の数を含む。

※ 「保育士の年収」は、「賃金構造基本統計調査(厚生労働省)」における各年6月の月収と前年の賞与から算出。令和元年までは役職者を除いたものを調査していたが、令和2年から調査方法が変わり、役職者を含んだ賃金も調査している。また、令和2年より、復元倍率の計算方法の変更と職種区分変更に伴う保育教諭の除外等の変更が行われていることから、令和元年以前の結果との比較には留意が必要。

# 「幼稚園教諭数」、「幼稚園教諭の勤続年数」及び「幼稚園教諭の年収」の推移



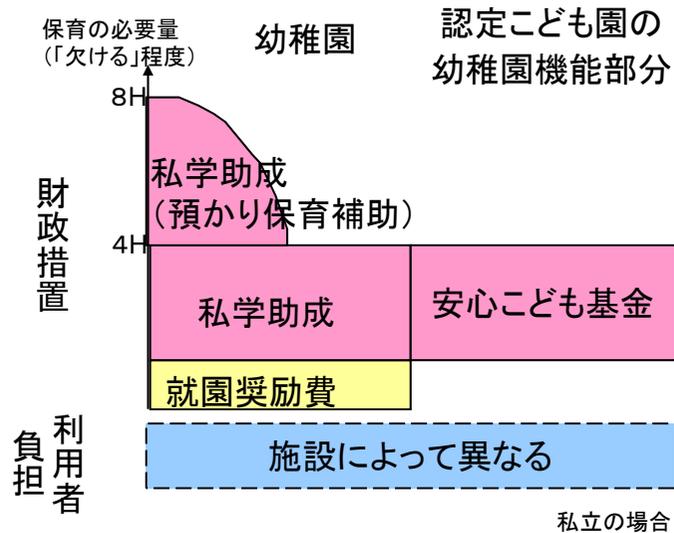
- ※「幼稚園教諭数」は、「学校基本調査」より、各年5月1日時点の幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）における主幹教諭、指導教諭、教諭、講師等（本務のみ）を合計し算出。平成27年度より、幼保連携型認定こども園における主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、講師、教諭等（本務のみ）に、幼保連携型認定こども園における幼稚園教諭免許保持率（内閣府調べ、平成27年度は次年度等の値から推計）を乗じた数値を合計している。
- ※「幼稚園教諭の勤続年数」は、「賃金構造基本統計調査（厚生労働省）」における「幼稚園教諭」より引用。
- ※「幼稚園教諭の年収」は、「賃金構造基本統計調査（厚生労働省）」における「幼稚園教諭」の各年6月の賃金の12倍と前年の賞与を合計して算出（役職者を含む）。同調査の「幼稚園教諭」には、平成27年度以降は幼保連携型認定こども園における保育教諭の一部が含まれる（この点については、下の勤続年数も同じ）。
- ※「幼稚園教諭の勤続年数」及び「幼稚園教諭の年収」については、令和2年より「賃金構造基本統計調査（厚生労働省）」における還元倍率の計算方法の変更と職種区分変更に伴って保育教諭のデータが含まれていることから、令和元年以前の結果との比較には留意が必要。

# 施設型給付の構造

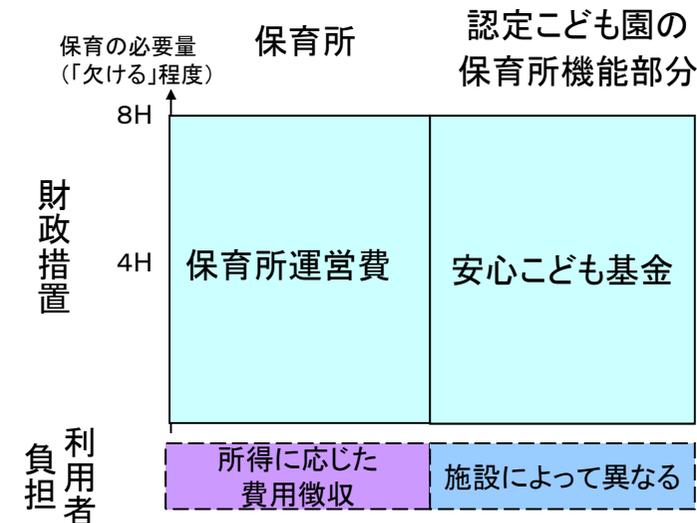
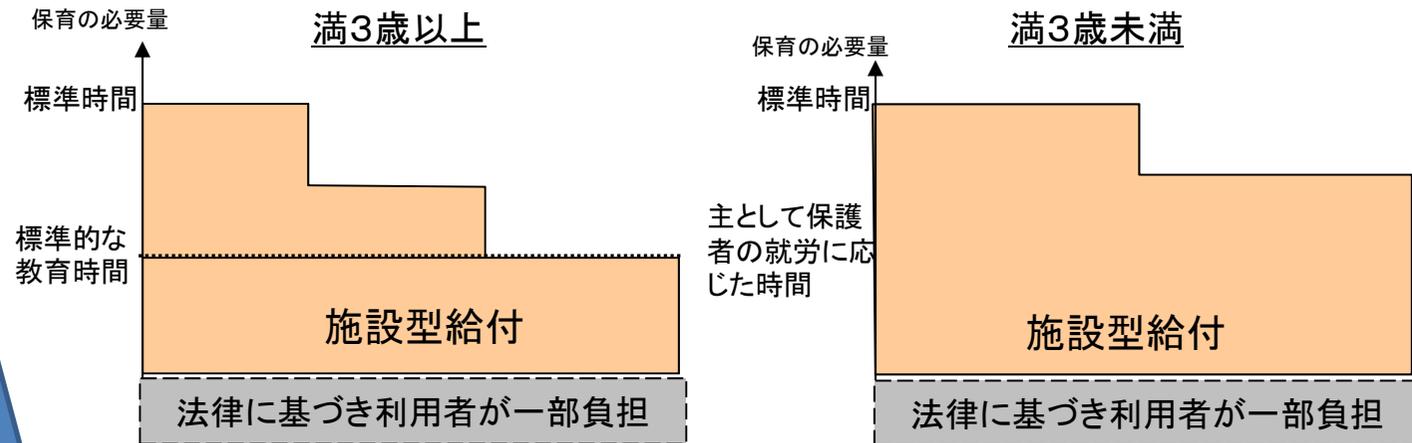
○ 施設型給付については、次のような給付構成を基本とする。

- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

## <新制度施行前>



## <新制度施行後>



○ 給付に係る財政措置は次のとおり。

**私立施設…国1/2、都道府県1/4、市町村1/4**

**公立施設…市町村10/10(地方交付税措置による一般財源)**

施設型給付には従前制度の公費に加え、消費税増収分等を財源として、公私ともに質向上等が図られる。

私立施設の場合、0歳～2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合(令和3年度15.44%)を控除した後の負担割合。

教育のみを利用する子どもに係る施設型給付の支給の基準及び費用の負担等については経過措置がある(次ページ参照)

地域型保育給付については公私ともに国1/2、県1/4、市1/4。(ただし、0歳～2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合(令和4年度16.32%)を控除した後の負担割合。)

○ 私立保育所は、児童福祉法第24条に則り、市町村から委託費として支払い。

○ 施設型給付を受けない幼稚園に対しては、私学助成を継続。

満3歳以上の利用者負担は令和元年10月以降無償化。

令和元年9月までは就園奨励費を支給。令和元年10月以降は子育てのための施設等利用給付で財政措置。上記の他、私立幼稚園に対しては特色ある取組(例:特別支援教育等)に私学助成を措置。

休日保育、早朝・夜間保育についても対応する。

# 教育標準時間認定の子どもに係る施設型給付の構造（公定価格及び利用者負担）

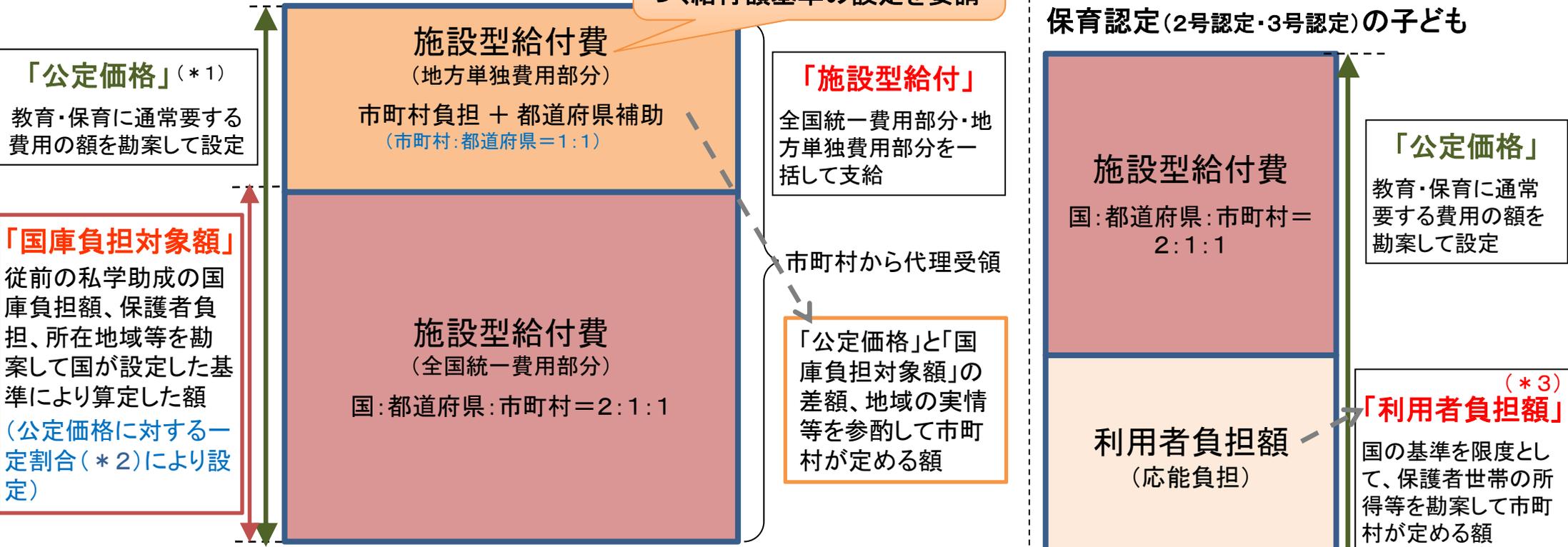
- 教育標準時間認定(1号認定)の子どもに係る施設型給付については、幼稚園に係る現在の国・地方の費用負担状況や都道府県間のばらつきを踏まえ、円滑な移行のために、当分の間、全国统一費用部分(義務的経費)と地方単独費用部分(裁量的経費)を組み合わせ、施設型給付として一体的に支給することとされている。(子ども・子育て支援法附則9条)

「施設型給付費」≡「公定価格」(通常要する費用) - 「利用者負担額」(応能負担)

うち 「施設型給付費」(全国统一費用部分) = 「国庫負担対象額」 - 「利用者負担額」

「施設型給付費」(地方単独費用部分) ≡ 「公定価格」 - 「国庫負担対象額」

各市町村に対し、国基準に基づく給付額基準の設定を要請



**「公定価格」(\*1)**  
教育・保育に通常要する費用の額を勘案して設定

**「国庫負担対象額」**  
従前の私学助成の国庫負担額、保護者負担、所在地域等を勘案して国が設定した基準により算定した額  
(公定価格に対する一定割合(\*2)により設定)

\*1 国において「公定価格」(通常要する費用)を告示する。  
\*2 73.8%(令和4年度)であり、国の公定価格告示で明示。

(参考)  
保育認定(2号認定・3号認定)の子ども

**施設型給付費**  
国:都道府県:市町村 = 2:1:1

**「公定価格」**  
教育・保育に通常要する費用の額を勘案して設定

**利用者負担額**  
(応能負担)

**「利用者負担額」(\*3)**  
国の基準を限度として、保護者世帯の所得等を勘案して市町村が定める額

\*3 2号認定子どもは令和元年10月から無償化

## 利用者負担について

新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、新制度施行前の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。

利用者負担の切り替え時期は、市町村民税の賦課決定時期が6月となることから、直近の所得の状況を反映させる観点から年度途中で切り替えることとし、具体的な切り替え時期は、施設・事業者の事務負担や保護者への周知に要する期間等を考慮して9月とする（8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により決定する）。

国が定める水準については、施設・事業の種類を問わず、同一の水準としている。

# 特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)

国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおり。  
 教育標準時間認定子ども(1号認定)及び保育認定子ども(2号認定:3~5歳児)は、令和元年10月から無償化。  
 保育認定の子ども(3号認定:満3歳未満)

多子カウント年齢制限なし  
 (多子カウント年齢制限有り)  
 (小学校就学前)

区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯(～約260万円)	0円	0円
所得割課税額48,600円未満(～約330万円)	19,500円 〔9,000円〕	19,300円 〔9,000円〕
所得割課税額57,700円未満〔77,101円未満〕(～約360万円)	30,000円 〔9,000円〕	29,600円 〔9,000円〕
所得割課税額97,000円未満(～約470万円)	30,000円	29,600円
所得割課税額169,000円未満(～約640万円)	44,500円	43,900円
所得割課税額301,000円未満(～約930万円)	61,000円	60,100円
所得割課税額397,000円未満(～1,130万円)	80,000円	78,800円
所得割課税額397,000円以上(1,130万円～)	104,000円	102,400円

- 〔 〕書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の額。
- 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。
- 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降(年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については2人目以降)については0円とする。ただし、年収約360万円未満相当の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限を撤廃する。
- 給付単価を限度とする。

# 多子世帯の利用者負担軽減について

- 2、3号認定は、小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する(\*)最年長の子どもから順に、**第2子 半額、第3子以降 無償** とする。

(\*)保育所、認定こども園、幼稚園若しくは特別支援学校幼稚部に在籍し、又は地域型保育事業等を利用していること(いわゆる「同時入所要件」)

- 年収約360万円未満相当世帯**については、**第2子半額、第3子以降完全無償**(年齢制限、同時入所要件撤廃)。

※1号認定は、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、多子世帯であるか否かにかかわらず、無償。

## 多子軽減の計算の考え方

(5歳)	第1子		利用者負担 無償
(4歳)	第2子		利用者負担 無償
(3歳)			
(2歳)	第3子		無償
(1歳)			
(0歳)			

(5歳)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                 対象外                    小学校 3年生                  (第1子)             </div>	小3 } 小1 (第1子)	利用者負担 無償 小1以上はカウントしない
(4歳)	第1子の扱い		利用者負担 無償
(3歳)			
(2歳)	第2子の扱い		半額
(1歳)			
(0歳)			

## 年収約360万円未満相当世帯

(小1~)	第1子		多子計算に係る年齢制限を撤廃
(5歳)			
(4歳)	第2子		利用者負担 無償 多子計算に係る同時入所要件を撤廃
(3歳)			
(2歳)	第3子		無償 多子計算に係る同時入所要件を撤廃
(1歳)			
(0歳)			

# 利用者負担に関する関係条文

## 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (平成26年内閣府令第39号)

(利用者負担額等の受領)

### 第13条

- 1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額…（中略）…の支払を受けるものとする。
  - 2 略
  - 3 特定教育・保育施設は、前二項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
  - 4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
    - 一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
    - 二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
    - 三 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用
      - イ 次の（1）又は（2）に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割算額がそれぞれ（1）又は（2）に定める金額未満であるものに対する副食の提供
        - （1） 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 七万七千一百円
        - （2） 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。ロ（2）において同じ。） 五万七千七百円（令第四条第二項第六号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、七万七千一百円）
      - ロ 次の（1）又は（2）に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。以下ロにおいて同じ。）が同一の世帯に三人以上いる場合にそれぞれ（1）又は（2）に定める者に該当するものに対する副食の提供（イに該当するものを除く。）
        - （1） 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者
        - （2） 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者
    - ハ 満三歳未満保育認定子どもに対する食事の提供
  - 四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
  - 五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

基本負担額

国基準を限度として世帯所得等を勘案して市町村が定める額（ ）

特定負担額

質向上の対価  
(いわゆる上乗せ徴収)

施設による徴収

事前手続

用途・額・理由の書面明示、保護者への説明・同意が必要（上乗せ徴収は書面同意）